

キッチンカー（移動販売車）出店事業者募集

当院では、病院利用者のサービス向上及び職員の福利厚生のためにキッチンカーの出店を実施いたします。

出店を希望される個人、法人または任意団体様で、以下の要件を満たされる方のご連絡をお待ちしています。

【場所】

旭ろうさい病院駐車場内
尾張旭市平子町北6 1 番地

【応募方法】

電話又はメールでお申し出ください

電話 0561-54-3131

e-mail : syomu2@asahih.johasu.go.jp

【注意事項】

1. キッチンカーを所有する個人、法人または任意団体であること
2. キッチンカー営業に係る許可（保健所への申請等）を得ていること
3. 保健所が定める適切な衛生管理（飲食店 HACCP に沿った管理）と加工（調理等）ができる者
4. 自店から排出されたゴミ及びキッチンカー周囲のゴミ（包装類）を回収し持ち帰ることができること
5. 2024 年 4 月 1 日から過去 5 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他の関係法規に違反していないこと
6. 個人、法人または任意団体及びその代表者もしくは個人が次のいずれかに該当しない者
 - ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
 - ② 破産者であって、復権していない者
 - ③ 銀行取引停止処分を受けている者
 - ④ 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - ⑤ 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
 - ⑥ 申込業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けた者

- ⑦ 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 国税及び地方税、区民税等を滞納している者
- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

7. 経費負担等

出店に係る仕入費、人件費、交通費、燃料費等の一切の経費は事業者の負担となります。

8. その他の条件等

- ①出店場所、日時及び販売内容については、病院と協議の上出店してください。
- ②食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底してください。
- ③事故、クレーム等があった場合は、直ちに病院に連絡し、適宜対応の指示を受けた上で慎重に対応してください。
- ④店員の接客教育を実施し、常に優良なサービスの提供に努めてください。
- ⑤保健所への申請（営業免許、食品衛生責任者の申請等）は事業者が適切に行ってください。
- ⑥営業時の BGM 等の使用は音量及びジャンル等にご配慮ください。
- ⑦のぼり旗、立て看板等の宣材については、病院での使用に適したものとさせていただきます。
- ⑧病院敷地内への進入、搬入の際、車両で舗装等の病院設備を汚染、破損、損傷させないようにご注意ください。汚染、破損、損傷させた場合は、直ちに病院に報告をし、協議のうえ出店事業者の負担において原状回復してください。